

安曇野市図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市図書館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市図書館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 図書等の個人貸出しを受けようとする者は、安曇野市図書館利用者カード（様式第1号。以下「カード」という。）を提示しなければならない。
- 3 カードの交付を受けようとする者は、図書貸出願（様式第2号）に必要な事項を記入し、運転免許証、健康保険証、その他本人であることを証する書類を提示しなければならない。

第3条第4項中「利用者は、貸出カード」を「カードを交付された者（以下「利用者」という。）は、カード」に、「様式第1号）に」を「様式第2号）に必要な」に、「旅券」を「健康保険証」に、「貸出カードの再交付を受けなければならない」を「カードの再交付を受けることができるものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、利用者は、紛失したカードを発見したときは、速やかに、当該カードを館長に返納するものとする。

第3条第5項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、「貸出カードの交付を受けた」を削り、同条に次の3項を加える。

- 6 カードの有効期間は、当該交付を受けた日から起算して3年間とする。
- 7 利用者は、前項に規定する有効期間の満了の日以後も引き続き当該カードの利用をしようとするときは、当該満了の日までに更新を受けなければならない。
- 8 前項の場合において、更新がされた場合の有効期間は、第6項の規定にかかわらず、当該更新がなされた日の翌日から起算して3年間とする。

第4条の見出しを「（カードの利用停止等）」に改め、同条中「館長は、」の次に「利用者が」を加え、「前条第2項の利用者登録を抹消する」を「カードの利用を停止、利用者登録の抹消、又はカードを返納させる」に改め、同条第1号及び第3号中「貸出カード」を「カード」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) カードの有効期間が満了した場合
- (5) 貸カードを利用しない旨の申出があった場合

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第3条第1項に規定する資格要件を消失した場合

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第9条を削る。

第8条第2項中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2項中「様式第2号」を「様式第4号」に、「旅券」を「健康保険証」に改め、同条第4項中「2か月」を「1か月」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(図書等の予約)

第6条 利用者は、貸出しを受けようとする図書等を図書等予約・リクエストカード(様式第3号。以下「予約カード」という。)の提出等により、又は安曇野市図書館システムを通じて、当該図書等の貸出しを予約することができる。

2 項の場合において、利用者が貸出しを予約することができる図書等は、図書、雑誌、紙芝居資料にあつては10点、視聴覚資料にあつては2点までとする。

3 館長は、予約カード等により予約された図書等(以下「予約図書等」という。)の貸出しが可能になったときは、当該利用者に連絡するものとする。この場合において、予約図書等の取置期間は、館長が特に必要と認める場合を除き、当該連絡をした日から起算して7日間とする。

(図書の購入リクエスト)

第7条 市内に居住する利用者は、貸出しを受けようとする図서가図書館に所蔵されていない場合は、予約カードを提出することにより、当該図書の購入をリクエスト(以下「リクエスト」という。)することができる。

2 前項の場合において、リクエストをすることができるのは、当該利用者1人につき同一年度内に10点以内とする。

3 館長は、第1項のリクエストを受けたときには購入を検討し、購入の可否を当該利用者に連絡するものとする。

4 館長は、リクエストにより購入した図書の貸出しが可能になったときは、当該利用者に連絡するものとする。この場合において、当該利用者の優先貸出し手続可能期間は、館長が特に必要と認める場合を除き、当該連絡をした日から起算して7日間とする。

第10条の見出しを「(相互貸借)」に改め、同条第1項中「利用者」を「市内に居住する利用者」に、「に提供するため」を「並びに次に掲げるものからの申出により」に、「を次に掲げる図書館等から借り受けることができる」を「の借受け又は図書館所蔵の図書等の貸出しを行うものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、視聴覚資料は、除くものとする。

第10条第2項中「図書館資料」を「図書等」に、「前項に掲げる図書館等」を「前項各号に掲げるものから」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定により貸出しする図書等については、当該貸出に要する搬送料は、市内に所在する場合を除き、全て借受けするものの負担とする。

4 第1項の規定により借受けする図書等については、当該借受けに要する搬送料は、全て借受けを申し出た利用者及び利用団体の負担とする。ただし、館長が特に認める利用者及び利用団体は、この限りでない。

第11条第1項第4号中「和装本等」を「取扱いに」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「3万円」を「1万円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「雑誌」を「もの」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同項第13号中「官報・県公報・法令集」を「法令集」に改め、「・新聞切り抜き」を削り、同号を同項第10号とし、同項中第14号を第11号とし、第15号を削り、第16号を第12号とし、同項に次の1号を加える。

(13) 全集資料で分売不可のもの

第11条第2項を削る。

第12条第1項中「様式第4号」を「様式第6号」に改める。

第13条第1項中「様式第5号」を「様式第7号」に、「(第31号)の」を「(第4号)」に改める。

第14条第1項中「図書館資料」を「図書等」に改める。

第15条を削る。

第16条中「図書館資料紛失・汚損・損傷届(様式第6号)」を「図書等紛失・汚損・損傷届(様式第8号)」に改め、同条ただし書中「ときは、」の次に「館長が相当と認める図書等又は」を加え、「支払い」を「支払」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

様式を次のように改める。

～様式第1号から

様式第8号までの様式～

附 則

この規則は、平成25年 月 日から施行する。